



障害基礎年金について

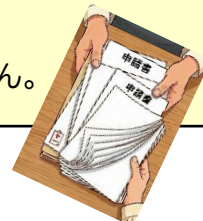


○障害基礎年金とは

- ・生まれつきの障害や病気、けがなどにより心身に障害を受け、一定の受給要件を満たした人に支給される年金のことです。
 - ・障害の程度によって1級と2級に分かれています。
- | | | | |
|-------|----|--------------------------|----------|
| 年金支給額 | 1級 | 1,059,125円/年 (88,260円/月) | |
| | 2級 | 847,300円/年 (70,608円/月) | <2026年度> |

○いつから動けばよいか

- ・20歳の誕生日の3カ月前くらいに、お住まいの地域の役所(国民年金課窓口など)へ行き、障害基礎年金についての話を聞くとともに申請書類一式を受け取り、準備を進めます。
- ※「国民年金」加入の案内はご自宅に届きますが、「障害基礎年金」申請の案内は届きません。



○特に大事な3つの申請書類

①診断書(医師が作成)

- ・「20歳時点」の障害の状態を主治医に書いてもらいます。



今のうちからできること

- ・初診ではほとんどの医師が「診断書」を書いてはくれないので、お子さんの実態を詳しく分かっていくかかりつけ医のところでは定期的な受診を続けていくことが望ましいです。また、18歳で主治医や受診する科が変わることを告げられることも少なくないため、医師に「診断書」を依頼する際には書いていただけるかを事前に相談しておくことが大切です。

②病歴・就労状況等申立書(保護者が作成)

- ・医師が作成する「診断書」では伝えきれない、日常生活での具体的な困りごとや発症から現在までの経過を記入するものです(通院歴、入院期間等も含む)。

今のうちからできること

- ・「母子手帳」「個別の教育支援計画、指導計画」「連絡帳」といった記録を取っておくと、「初診日」や「障害に気付いた時期」など、申立書を書く際にとても役立つ参考資料となります。



③受診状況等証明書(初診の病院が作成)

- ・一番はじめにその障害で受診した病院の証明です(ずっと同じ病院に通っている場合は、①の診断書と兼ねられるので不要です)。

今のうちから「専用のファイル」を1冊作って関係資料を入れていくだけでも、よい準備になります。

○よくあるご質問

Q:療育手帳の区分や身体障害者手帳の等級が最も重度の場合は、障害基礎年金の1級に該当しますか？

A:障害手帳の区分や等級と年金の等級は審査基準が異なるため、療育手帳の区分が6、身体障害者手帳が1級だからといって、年金も必ず1級になるとはかぎりません。